

## 令和6年度固定資産税・都市計画税の納期限の延長について

令和6年能登半島地震により被害に遭われた地域の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、習志野市ではこの度の地震により被害に遭われた指定地域にお住まいの皆様、事務所又は事業所を有する事業者の方に対し、固定資産税・都市計画税の納期限を延長することといたしました。

なお、延長後の納期限につきましては、改めてご案内いたします。

### 記

#### 1. 対象となる方

次に掲げる指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する方

都道府県名	指定地域
富山県、石川県	全域

#### 2. 納期限の延長

令和6年度 固定資産税・都市計画税の納期限を延長

#### 3. 延長後の納期限について

延長後の納期限は、改めてご案内いたします。

〈問合せ先〉

資産税課 電話 047-453-9245

E-mail [sisanzei@city.narashino.lg.jp](mailto:sisanzei@city.narashino.lg.jp)